

15世紀ブラバント顧問院の成立について

藤井, 美男
九州大学大学院経済学研究院 : 国際経済経営部門

<https://doi.org/10.15017/17086>

出版情報 : 経済学研究. 76 (6), pp.81-98, 2010-03-31. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

(研究ノート)

15世紀ブラバント顧問院の成立について

藤井 美 男

目次

はじめに

第1節 政治史的背景—13世紀後半から15世紀前半—

第2節 ブラバント顧問院の形成史

(1) アントワヌからフィリップ＝ル＝ボン登位(1430年)まで

(2) フィリップ＝ル＝ボン治世期(1430年～1467年)

第3節 ブラバント顧問院の裁判機能

おわりに

はじめに¹⁾

J.ハーメルスはその近著(Haemers, 2009)において、マリー＝ド＝ブルゴーニュ(Marie de Bourgogne)とマキシミアン(Maximilian)統治期のフランドル伯領に焦点を当て、15世紀末ブルゴーニュ公権に対する諸組織——宮廷権力・貴族層・諸都市——の利害相反や衝突の原因を追究した。そして、フランドルの3大都市——ヘント・ブリュッヘ・イープル——を典型とする在地権力が、中央政府を必要とする一方で、その統治を在地権力側がチェックしようとした点に矛盾があったとして、マリーの「大特権」(1477年)以降、フランドル伯領全体での不

協和音が拡大する要因の一つとなった、と結論づけた²⁾。

いわゆる「近代国家」形成過程における強力な集権的政府の追求と、その政権運営の分権的性格(いわゆる庶子封建制)との矛盾発露という議論については、ブルゴーニュ国家の財政運営と都市ブリュッセルとの関係を見ることによって、筆者が拙著(藤井, 2007)において部分的にはあるが既に強調した点でもある。

本稿はそうした研究の延長上に位置している。つまり、1430年のブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボン(Philippe le Bon)によるブラバント公領継承が、公権にもとづく統治組織およびその機能と他の諸権力——とりわけ都市のそれ——とにどのような影響を与えたかを明らかにすべく、まず、顧問院 Le Conseilと呼ばれる法的統治機関の成立過程とその意義を探ろうというのである。

「都市と上級権力の関係」は、史学史において古くて新しい問題関心である。本稿と直接結びつく地域と時代については、都市史研究の盛んなベルギー学界で、1960年代以降中世都市の法・権力の対外的関係という論点を、「ブラバント都市史学会」が幾度か視点を変えて取り上げたことがすぐに想起される(De Bratanste Stad, 1969, 1975, 1988)。ただし、それらはどち

1) 本稿では、末尾に文献目録を一括して掲げ、文中での引用や参照指示は当該文献の編著者名・発表年・頁数を挿入して示した。

2) なお、マリーの大特権の持つ政治史的意義については、Blockmans(1985)、畑(2000)を見よ。

らかといえ、G.デスピイ (G.Depy) やP.ゴダン (P.Godding) の論考が典型的に示すように、都市間、都市と農村あるいは在地領主権との関係に重心を傾けたものであった (Despy, 1969; Godding, 1975)³⁾。これに対し、80年代以降「形成期近代国家と都市」という課題設定にも見られる通り、欧米学界で幅広い射程からする研究の進展があったことも記憶に新しい⁴⁾。

以下では、A.アウトブルーク (A. Uyttebrouck) やゴダンの浩瀚な研究⁵⁾を下敷きとして、ブラバント顧問院 Le Conseil de Brabant⁶⁾を軸に、公領の政権運営装置の構造と史的変遷とを明らかにしていく⁷⁾。そうすることで、地域権力の表象としての中世都市と上位権力たる封

建国家とが、中世後期においてどのような関係を取り結ぶのか、ということを検討するためのいわば予備的考察にしようわけである⁸⁾。

第1節 政治史的背景—13世紀後半から15世紀前半—

遠くは9～10世紀の「低ロタリンギア公」(duc de basse Lotharingie) に源流を持つ「ブラバント公」(duc de Brabant)は、9世紀末に出現した「レウヴェン伯」(comte de Louvain)家のゴドフロワ1世 (Godefroy I) が、1106年に神聖ローマ皇帝からその名称を与えられて成立した。その後、現在のレウヴェン—ブリュッセル地域を中心に周辺諸領域を次第に併呑し、13世紀半ばまでには、現在の南北両ブラバント地方から北部はブレダ領、北西部はマース(ムーズ)河西岸に至る領域を版図とするに至った(【地図】参照)。この間、農業発展と人口増加、そして4大都市——レウヴェン・ブリュッセル・アントウェルペン・スヘルト—ヘンボス——を中心とする都市的成長が見られたことは言うまでもない⁹⁾。

そうした社会・経済的成長を支えられ、13世紀後半から14世紀半ばにかけて公領統治は比較的安定した推移をたどる¹⁰⁾。しかし14世紀半ば、ジャン3世 (Jean III) に男系の継承者が不在となったことから、政治的不安が中世後期のブラ

3) 80年代半ばまでの都市—農村関係に関する研究動向——とりわけ市外市民 la bourgeoisie foraine (=市民権を保持する市外在住者)を中心としたそれ——については、Verbeeem (1957), Godding (1962) および拙稿 (藤井, 1985, 1987) を参照されたい。

4) ここでは、ヨーロッパ学界での代表的な研究として次の諸論考を挙げるに留める。Blockmans (1988), Cauchies (1993), Clauzel (1993), Tilly (1994), Boone (1996), (1997), (1999), Smolar-Meynart (1996)。特に「形成期近代国家と都市」という視点からの研究史について、詳細は拙著 (藤井, 2007, p.151-177) を参照されたい。なお我国では、入市式という観点から都市ブリュッヘとブルゴーニュ公権力を取り上げた研究 (河原, 2003, 2007) があり、また、時代と地域は異なるものの、近世フランスについて王権と都市を正面から主題とした業績が発表されていることを付け加えたい (小山, 2005, 2006, 2007)。

5) 差し当たりここでは、それぞれ以下の業績を挙げる。Uyttebrouck (1958), (1975), (1980), (1995), Godding (1990), (1991), (1999), (2001)。

6) 近代以前のヨーロッパにおいて、権力体が直近に配置する統治組織の1つとしてしばしば Conseil が見られる。この言葉の邦語訳はつとに悩ましいが、便宜上、ブラバント公 (ブルゴーニュ公) 政府の周辺に出現する Conseil を「顧問院」と訳すこととする。

7) 本稿では「ブラバント公の顧問院」を主題とするため、ブルゴーニュ公国南部本領のそれや拡大顧問院 Le Grand Conseil については割愛した。それらに関しては、Van Rompaey (1973), (1980), (1981), Schnerb (1999, p.232-236, p.247-249), Anne (2006) を参照されたい。

8) その意味で本稿は史料に基づいた実証分析ではない。「研究ノート」とする所以である。

9) ブラバント公領の初期史および12-13世紀の社会・経済的成長について詳しくは、Van Uytven (2004, p.65-80) を参照せよ。

10) もちろん、例えば14世紀初頭ジャン2世 (Jean II) 期における都市叛乱など不安要素が皆無だったということではない。南ネーデルラント全域における同時期の騒擾については、Blom (1999, p.61-66), 藤井 (2007, p.225-227) を参照せよ。

バント公領を覆うこととなる（【家系図】参照）。ジャン3世は逝去前に後継者として長女のジャンヌ（Jeanne）とその再婚相手ボヘミア家（Böhmen）出身のルクセンブルク公ウエンセラス（Wenceslas, duc de Luxembourg）を指名していた（Van Bragt, 1956, p.5-8）。後者は皇帝カール4世（Karl IV）の異母兄弟であり、帝国の影響増大を嫌ったブラバント諸都市と貴族層の一部は、ジャン3世の次女マルグリット（Marguerite）とその女婿フランドル伯ルイ＝ド＝マール（Louis de Male）に肩入れすることとなる。やがて、1356年にブラバント継承戦争が勃発、国際政治の舞台での動揺は頂点に達する（Godding, 2001, p.102）。

結局エノー伯ギヨーム5世（Guillaume V, comte de Hainaut）の仲裁により、1357年6月4日アトで講和が結ばれ対立はひとまず収束に至る。しかし、ジャンヌとウエンセラスに世継ぎがなかったため、フランドル伯家（comte de Flandre）の継承権復活が再び問題となっていた。その結果、マルグリットの娘でブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝アルディ（Philippe le Hardi）と結婚したマルグリット＝ド＝マール（Marguerite de Male）、そしてその次男アントワーヌ（Antoine）へとブラバント公位が継承されるに及んで¹¹⁾、外戚たるヴァロワ朝ブルゴーニュ公（duc Valois de Bourgogne）の血縁とともに（Uyttebrouck, 1980, p.224）、政権基盤の脆弱性が14世紀末－15世紀前半の領内政治を彩ることとなる（Avonds, 1982, p.452-457, 1984, p.202-224; Van Uytven, 2004, p.157-161）。とりわけ、フィリップ＝ル＝ボンによるブル

ゴーニュ公国への併合に至る直前の時期¹²⁾、ジャン4世（Jean IV）とその弟フィリップ＝ド＝サン＝ポール（Philippe de Saint-Pol）の短命な政権が続いたことにより¹³⁾、身分制議会が、公領行政において強い発言権を保持するに至った点を銘記すべきであろう（Stein, 1996, 2004, p.167-169）¹⁴⁾。

第2節 ブラバント顧問院の形成史

(1) アントワーヌからフィリップ＝ル＝ボン登位（1430年）まで

他の制度史と同様、15世紀前半のブラバント顧問院の成立に至る過程には不明な部分が多い。しかもその理解には、前項で見たような14－15世紀におけるブラバント公位をめぐる複雑な政治史が困難の度を加えている（Godding, 2001, p.101）。

とはいえ、ブラバント公を取り巻く司法・統治組織の一定の形成は、周辺諸領邦と同様13世紀から大まかに看取でき、それは次の3種類に大別される。第1は、世襲のセネシャル Sénéchal（後のドロッサール Drossard）で、この職は公の裁判集団の長となった¹⁵⁾。第2は公領統治全般に携わる種々の官僚たちであり、そのうち最重要職は会計長官 Receveurとされる。第3が、有力家臣団から構成される宮廷内府

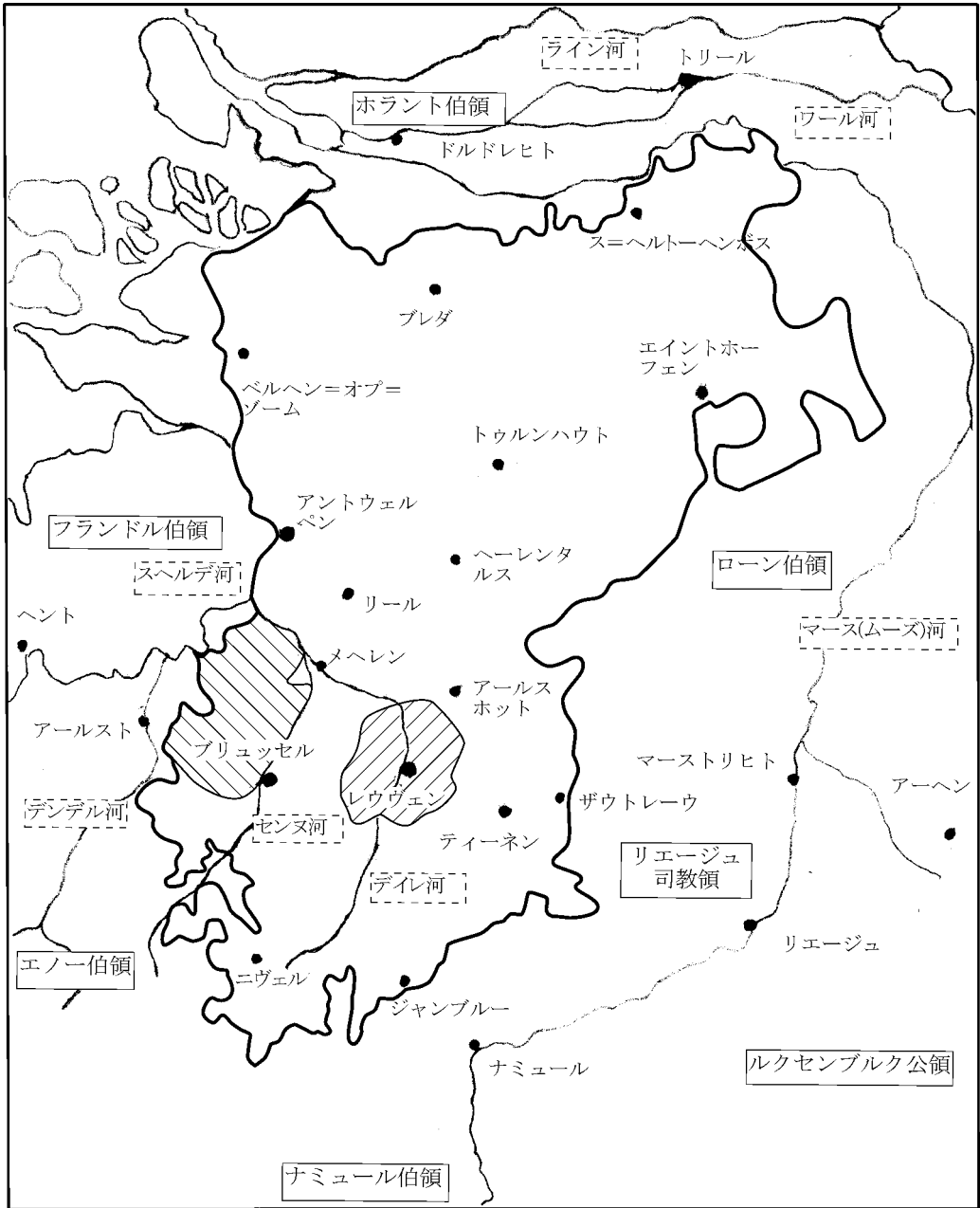
11) アントワーヌは正式な登位の2年前1404年にブラバント摂政 Gouverneur de Brabant の地位に就いている（Avonds, 1982, p.457）。

12) フィリップ＝ル＝ボンによるブラバント公領獲得に関する政治的背景については、差し当たり Blockmans（1997, p.115-116, 1999a, p.91-92）を参照されたい。

13) 1430年夏のフィリップ＝ド＝サン＝ポールの逝去と毒殺疑惑およびその顛末という興味深い事情については、アールツ（2010, 第1章）を見よ。

14) 詳細は後述するが、アントワーヌからジャン4世、フィリップ＝ド＝サン＝ポールへと至る時期の公権の弱体ぶりと議会派の台頭という状況については、Smolar-Meynart（1991, p.68）、Godding（2001, p.102-105）を見られたい。

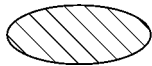
【地図】13世紀半ばブラバント公領の版図



Van Uytven (2004, p.69) より作成

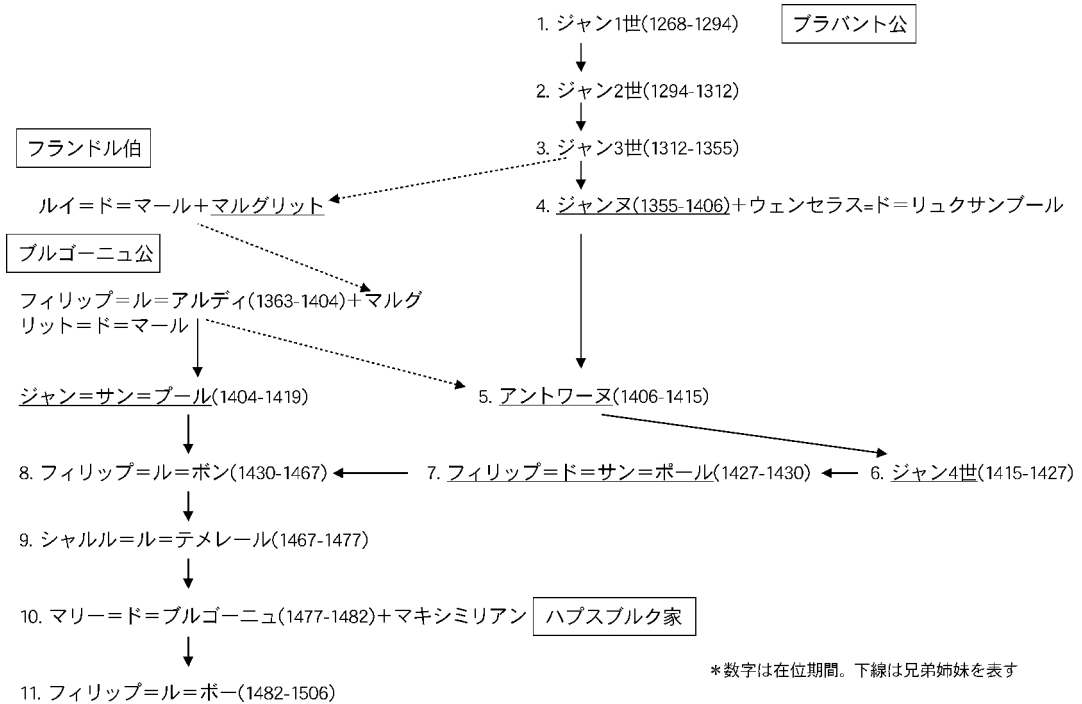


初期レウヴェン伯領11世紀～



初期ブリュッセル伯領11世紀半ば～

【家系図】(13世紀後半～16世紀初頭)



Curiaである。14世紀に入るとこれらに加え、上層から下層まで多くの貴族たちが、顧問官 *Conseiller* として活動を開始するのを見る、という。ただし、組織としての顧問院は14世紀にはまだ確立しておらず、アントワーヌが1404年にブラバント摂政に就く前までは、ブラバント公権の行政組織とりわけ法的執行部門の脆弱ぶりは全体として否めない状況にあった (Godding, 2001, p.103-104)¹⁵⁾。

アントワーヌは恐らくその摂政時代から、政権基盤を強化する必要を感じ取っていたに違いない。就任当初彼は2人のフランドル人法学者エヴェラール=ヴァン=デン=ハウトキン (Everard van den Houtkine) とシモン=ド=フルメル (Simon de Fourmelles) を招聘し、政権運営に重用した (Godding, 1999, p.43)¹⁷⁾。

他方、父のブルゴーニュ公フィリップ=ル=アルディが、フランドルの都市リルに顧問院 (Lambrecht, 1965, p.84) と会計院を1386年2月に創設したのに倣い¹⁸⁾、1404年にブリュッセル

15) セネシャルドロッサル職については、別稿で検討を予定している。顧問院に焦点を当てて考察する関係上、本論ではそれ以外の統治・行政機構に関する詳細については大きく割愛した。それらの概要については、Smolar-Meynart (1991) を参照されたい。

16) しかも、15世紀に至るまで公行政府の中に、大学出身の法学者のような専門家は殆ど存在しない、という (Avonds, 1991, p.128-131)。これは、北部所領掌握以前からブルゴーニュ公が、南部本領出身の法学者を重用していた (Schnerb, 1999, p.237-247) という傾向とは大きく異なる点である。

17) ただし、公となったアントワーヌに対し、1407年に身分制議会がブラバント人以外の顧問官を排除するよう迫ったため (Stein, 1996, p.429)、前者は1410年頃まで顧問官にとどまって公に仕えたものの、後者はフランドルへ戻り、後述するピエール=ヴァン=カムドンク (Pierre van Camdonc) の後任顧問官主席となっている。この2人について詳細は、Uyttebrouck (1975, t.2, p.687, p.702) を見よ。

ルに会計院 *Chambre des Comptes*を創設する (Aerts, 1980, p.149-153) とともに¹⁹⁾、公が不在の際行政を執行する機関としての顧問院創設を構想したのである。同時に、身分制議会と諸都市の求めに応じて (Uyttebrouck, 1975, t.1, p. 280, p.485-586)、フランドルの顧問院長だったピエール＝ヴァン＝カムドンクを1408年に招聘し、官房長職 *Chancelier*に据えたのであった (Godding, 1999, p.46, 2001, p.103-104)²⁰⁾。

さて、アントワヌを継いだジャン4世は1415～1417年頃に執政顧問院 *Le Conseil de Régence*を設置した。1418年から1420年にかけて、領土をしばしば留守にした公に代わり、執政顧問官のうち一部の顧問官たちが政務を司るべく居城にとどまるようになった。1419年にはその中の一人が顧問官主席²¹⁾となって全体が制度化されていき、彼らが公領全体の統治決定権を発揮するに至った。この一群による組織を常任顧問院 *La Chambre du Conseil*と呼ぶ (Uyttebrouck, 1958, p.1137-1142, Godding, 1999, p.45, 2001, p.104)。

18) 14世紀後半のブルゴーニュ国家における会計院の新設、再編については、拙著 (藤井, 2007, p.83-86) を参照されたい。

19) とはいえ、会計院の機能と権限は極めて制限されたものにとどまった、という (Uyttebrouck, 1975, t.1, p. 403)。

20) フランドル伯に出仕していたヴァン＝カムドンクの任用に際して、議会の大きな反対がなかったことから、ゴダンはこの人物がブラバント出身者だったのだらうと推察している (Godding, 1999, p.46, n.80)。ただし、統治基盤の一定の安定を反映してか、1412年のヴァン＝カムドンク死去後アントワヌは新たに官房長を任命することはなかった (Godding, 1999, p.46-47)。後述する通り、制度としての官房長職が再度問題となるのは1430年フィリップ＝ル＝ボン登位以降である (Godding, 2001, p.105)。

21) この時主席となったのが、ブルゴーニュ公家とつながりの深いジャン＝ボン (Jean Bont) なる人物である (Uyttebrouck, 1958, p.1140-1141)。とはいえ、この時点で彼は官房長の肩書きは有していない、という (Godding, 1999, p.47, 2001, p.105-106)。

しかしながら、内政を省みず専断的な統治に邁進したジャン4世は、1420年に身分制議会とりわけ諸都市とその代表格であるブリュッセルの反感と叛乱を呼び起こすこととなった (Martens, 1953, p.35-36, Baerten, 1985, p.112-115)。そこで、議会から比較的好意をもって見られていた弟のフィリップ＝ド＝サン＝ポールが1421年5月に公の摂政となり、ジャン4世派の勢力を駆逐することで政争は決着、1422年5月公政の新体制 *Nieuw Regiment*を見ることとなる (Uyttebrouck, 1980, p.224-240, Van Uytven, 2004, p.166)。議会派勢力に押されたジャン4世は、顧問官となる資格をブラバント出身の貴族層に限るとし (Uyttebrouck, 1975, t.1, p.547)、先代に倣ってか法学者の登用も不可とする決定を下している²²⁾。

摂政として実権を握ったフィリップ＝ド＝サン＝ポールは、1421年に6人の顧問官を特別に任命し、1426年から彼らは常任顧問官 *Conseiller résidant*の名のもと公不在時の政務を司った (Uyttebrouck, 1958, p.1149-1150)。官房長には、上記の政争でいったん罷免されたジャン＝ボンが再任用され²³⁾、また、1425-1427年には6人のうちコルネーユ＝プロベル (*Corneille Proper*) という人物が、常任顧問官主席 *Président de la Chambre de Conseil* とジャン4世の印璽官 *Scelleur*を務めた (Uyttebrouck, 1975, t.2, p.723)²⁴⁾。またこの常任顧問院とは別に、1421年には大貴族から成る政務顧問院 *Conseil de Gouvernement* が設置されている。つまり、ジャン＝フィリップ政権期には2

22) 前注16参照。Godding (1999, p.45, 2001, p.104, n.8)。

23) 彼は、恐らくブルゴーニュ派に近過ぎるという理由で、1429年7月20日に再び解任されている (Uyttebrouck, 1975, t.2, p.666, Godding, 2001, p.105-106)。

つの顧問院がブラバント公の統治機関として併存する状態だったのである (Godding, 1999, p. 45-47, p.71, 2001, p.104)。

以上のように、14-15世紀交期のブラバント公政府は、ブルゴーニュ公国の統治制度の影響を受けることで、特にアントワヌ治世期に一定の整備が進んだ。次世代のジャン4世期に公の代理統治組織が形成されはするものの、内政の失敗により政権は動揺してしまう。1420年代に入り、弟フィリップ＝ド＝サン＝ポールが摂政となって、大幅に身分制議会へ譲歩する形で公を取り巻く評定組織を再編し、常任顧問院を創設することによって政権は安定を取り戻した (Uyttebrouck, 1958, p.1157)。そして、議会や領民の信任厚いフィリップが、ジャン4世逝去後、公位に就くことによって公領統治は安泰となったかに見えた²⁵⁾。ところがわずか3年後の1430年8月4日、フィリップは毒殺の噂さえ囁かれるほどに急な死去を迎えてしまった²⁶⁾。そして、公位継承問題で揺れる中、「西方の大公」と呼ばれたブルゴーニュ公フィリップ＝ル＝ボンが後継者として登位することで (Blockmans, 1997, p.115-116, アールツ, 2010, 第1章)、ブラバント公領の統治組織は新たな局面を迎える

こととなる。

(2) フィリップ＝ル＝ボン 治世期 (1430年～1467年)

南ネーデルラント領邦君主の評定組織の出現は、1330年代フランドル伯ルイ＝ド＝マールの手による評議院 Audienceを嚆矢とする (Lambrecht, 1965, p.84)²⁷⁾。その後ブルゴーニュ公がネーデルラント支配拡張を繰り返している中、ブルゴーニュ国家を形成する各領邦——ブラバント・リンブルク・エノー・ホラント・ゼーラント・フリースラント・ルクセンブルク——へパリ高等法院をモデルとした顧問院が創設されていくこととなる²⁸⁾。

ブラバントに限定して見れば、身分制議会の要求を受けたフィリップ＝ル＝ボンは、公位を継承した時点での登位令において、フィリップ＝ド＝サン＝ポール期の政務顧問院と常任顧問院の二重機構をひとまずそのまま存置している (Godding, 2001, p.105)。前者は、7人の有力な領主貴族層から成る組織で、新公はその内の1人で旧政権から任用されていたジャン＝ボンを1431年4月1日に官房長へ登用した。この時、官房長の資格として、仏・蘭・ラテン語に堪能なブラバント人であること、両顧問院から6名以上の信任を得ることが必要であるとされた (Godding, 1999, p.72, 2001, p.106)。官房長を除く6名の内4名は、ブラバント人であると同時に高位貴族のバナレット騎士身分が要求されている。そして残り2人は例外として、ブラバント出身ではない、フィリップ＝ル＝ボン近

24) ボンとプロペルとの関係は先行研究においても明確にされていない。恐らくジャン＝フィリップ期の官房長は、顧問院からはかなり独立した存在だったと推察される。類似の例は、ヴァロワ朝期の第3代官房長ジャン＝ロルフエール (Jean Lorfèvre) が、1467年10月24日に公シャルル＝ル＝テメレールに解任された後もブラバント顧問院に留まり、1469年12月17日には顧問院主席 Président du Conseil de Brabantとなっているという事実にも見て取れる (Godding, 1999, p.83)。

25) とはいえ兄公の死後、1427年に登位したフィリップ＝ド＝サン＝ポールの治世当初は、必ずしも順調なものではなかった点に留意が必要である。領内の有力諸侯は財政問題を抱える公政に対し、議会を通じて影響力を強く及ぼしたからである (Stein, 2004, p.168)。

26) 前注13参照。

27) フランドル評議院は1409年まで存続した。これに関して詳細は、Buntinx (1949) を見よ。

28) Lambrecht (1965, p.96), Van Rompaey (1980, p. 150-152), Godding (1991, p.336)。

親のピエール＝ド＝リュクサンブール (Pierre de Luxembourg)、ジャン＝ド＝ホルヌ (Jean de Hornes) が選任されている (Godding, 1999, p.72-74)²⁹⁾。政務顧問院は、公が不在時にその代理統治をする機能を託されたが、1431年以降次第に実質的な機能を果たさなくなり、常任顧問院を補佐するだけの極めて名目的なものとなっていた (Godding, 1999, p.74-76, 2001, p.105)。

他方常任顧問院は、最初4大都市出身の小貴族から構成されていたが、1431年6月にはレウヴェンの市民が任用されることによって、政務顧問院とは全く異なり、上層市民と小貴族による構成という特徴を見せるようになる (Godding, 1999, p.76, 2001, p.105, p.107)³⁰⁾。やがて、政務顧問院の活動が次第に鈍化する中、その機能を受け継いだ常任顧問院がブラバント公領唯一の顧問院即ち、ブラバント顧問院 Conseil de Brabantとなる (Godding, 1999, p.79, n.30)。

後段で詳しく述べるように、フィリップ＝ル＝ボン登位令で定められた (常任) 顧問院の基本機能は当初裁判のそれであった。公フィリップは、そうやって従来整備不十分だったブ

ラバント公領の司法組織強化を図る一方で、政権安定を念頭におきつつ、身分制議会と都市参事会の権限を侵犯しないよう、ブラバント顧問院の裁判権を慎重に制限していた。その結果、顧問院は当初上級審としての地位のみを保持することとなった (Godding, 1991, p.338-339, 2001, p.111-112)。

しかし、政務顧問院の機能低下とともに、その管轄領域は次第に司法・行政分野全体にまたがるようになっていき (Godding, 1999, p.76-77, 2001, p.111)、やがて統治開始20年が経過する中で、ブラバント顧問院による裁判機能は大幅に拡張されていった。それを端的に示すのが、処理する裁判件数の大幅な増加である。これは係争自体の増加だけでなく、顧問院が、参事会法廷の審理案件などそれまで管轄外だった裁判にまで関与するようになったことを反映した結果でもある (Godding, 2001, p.111)³¹⁾。

司法権の安定を基盤とする訴訟全体の増加という状況は、顧問院の構成にも影響を及ぼしていく。1441年には、1430年代に登用された顧問官3名が辞任し、代わって初のロマンス語地域出身者とブリュッセル市民各2名が任命され、官房長を加えて顧問院は6人体制となった (Godding, 2001, p.108)。そして、1440年代前半まではなお6名の顧問官体制だったものの、1445年に2名の法学者が追加任用され³²⁾、1451年、1455年にも顧問官の追加任用が行われている³³⁾。こうした動きは、公領内での訴訟件数の上昇を背景にしたものと考えて間違いない (Godding, 2001, p.108)。

29) ピエール＝ド＝リュクサンブールは、ジャン4世以来の顧問官であり、フィリップ＝ル＝ボン治下で金羊毛騎士団 L'Ordre de la Toison d'or の筆頭騎士とされる (Uyttebrouck, 1975, t.2, p.709-710)。なお、金羊毛騎士団について詳述するゆとりがないが、差し当たり次の文献を挙げておく。Cockshaw (1996), Blockmans (1997, p.97-98), 黒木 (2006)。

30) ゴタンは、フィリップ＝ル＝ボン治下におけるブルゴニュ政治風土の影響力や貴族層の市民層に対する優越を強調するD.ランブレヒト (Lambrecht, 1965, p.96) やR.ヴァン＝アウトフェン (Van Uytven, 1985a, p.84) の見解を批判的に吟味し、むしろ、フィリップ＝ド＝サン＝ポール期以来のブラバント公領における政治的独自性の連続、市民層の顧問院への関与といった側面が1430年代以降も無視し得ないことを論じている (Godding, 2001, p.103, p.105)。この点、ブラバント公権と都市という本稿の主論点において、極めて示唆的であることをここで指摘しておきたい。

31) 後注49参照。

32) あのヴァン＝カムドンク以降1412年から1427年にかけては、ブラバント公政権内に法学者は殆ど存在しなかったこと (Godding, 1999, p.47, p.66-67) を想起されたい。

以上の経過からして、ブラバント顧問院の司法権限が全体として強化されていくのは当然で、やがてブラバント身分制議会との軋轢が生じてくることも必然のなりゆきであった。1441年にあのジャン＝ボンの後任となった官房長ゴスウィン＝ヴァン＝デル＝レイト (Goswin van der Ryt) は (Godding, 2001, p.106)、1451年に初めて議会との対立を経験している。顧問院が議会の権限を侵したというのがその理由であった (Godding, 2001, p.106, p.111-112)。

また、1460年代には訴訟の増加とともに、訴訟審問の場所がブリュッセルであるという事情から、裁判業務に参加できない顧問官が目立つようになった。会計院が経費の無駄を唱え始め、顧問院の改組が取りざたされるようになった。1463年会計院の指摘によって、顧問官に対する定例・定額給付を改め、出廷日数に応じた給付支弁へと変更されていく (Godding, 1999, p.93-94)³⁴⁾。更に、訴訟審問官 *Commissaire au fait des enquêtes* という職が4名分新規に導入され、彼らには処理案件毎の支弁という形が取られることとなったのである (Godding, 1999, p.97, 2001, p.109)。

1463年以降顧問院は、顧問官と訴訟審問官合わせて11名となり、その内8名が大学出身の法

学者であった。フィリップ＝ル＝ボン治世初期には、ジャン＝ボンを除き、顧問官職が従来型の縁故や血縁によって寡占されていた。しかし、治世後期には少なくとも法学者の登用という点で、それを忌避してきたブラバント公領の政治風土に大きな変化が加わったことは間違いない (Godding, 2001, p.106, p.109)。

15世紀半ばのブラバント顧問院が示す特徴は第1に、公領内の領主貴族を排除し、小貴族およびそれと結んだ都市貴族家系の人間から形成されたという点が挙げられる。第2は、それが、都市法への非関与を前提としつつ、最高審としての機能を果たすようになったということである。フィリップ＝ル＝ボン期におけるブラバント公領内の行政・司法全体は、官房長と顧問院に大きく依存していたとひとまず小括できよう (Godding, 2001, p.113-114)。

第3節 ブラバント顧問院の裁判機能

ブラバント顧問院の成立過程はおおよそ前節で見た通りである。それでは、それが果たした権限と機能はどのような変遷を辿るであろうか。本節では、フィリップ＝ル＝ボンの登位 (1430年) までの時期と1440年代～1460年代の時期とに大きく区分してその内実を概観していこう。

ブラバント顧問院による裁判のありようは14世紀中葉にほぼ定着し、フィリップ＝ル＝ボンが統治を始めた時には16世紀まで存続する形を既に整えていたとされる (Godding, 1999, p.67)。その法廷としての機能は、仲裁裁定と判決宣告とに一応大別される (Uyttebrouck, 1975, t.1, p.375)。前者は、1) 公領全体の治安を脅かす可能性がある党派間の私戦、2) 領主間ある

33) 1455年には、ケステルガート領主 (Seigneur de Kestergate) ジャン＝ダンギャン (Jean d'Enghien) が任命されている (Godding, 2001, p.108)。このジャンは、ちょうどこの頃を境に、ブリュッセルの市政をそれまで掌握してきたド＝モル一派 (De Mol) の腐敗を糾弾し、対抗勢力として立ち上がった有力人物であり (藤井, 2007, p.219)、ブラバント公政権内での重用はそうした政治的背景を垣間見せて興味深い。

34) この時の大幅な顧問院改革によって、第2代官房長のゴスウィン＝ヴァン＝デル＝レイトが退任し、1463年9月17日にジャン＝ロルフューヴルがその後を継いでいる。後者はもはやブラバント出身でなく、またブルゴーニュ公大顧問院に属していた点を銘記すべきであろう (Godding, 1999, p.83, 2001, p.106)。

いは上級裁判権者間の紛争、3) 上級裁判権者とその家臣間の紛争、の3種類を主として対象としていた³⁵⁾。

他方、判決に至る裁判は、実は1430年代までを含めて見てもわずか30例ほどを数えるにとどまっている (Godding, 1999, p.62)。単純に平均で見ても年1回を下回る判決数というのは、史料の伝来状況を考慮に入れたにせよ、成文化されない判決処理や、仲裁や和解勧告の形による解決が多かった実態を容易に推察させる (Godding, 1999, p.53)³⁶⁾。つまり、15世紀半ばまでを含めても、解決を見た仲裁裁定と判決宣告には大きな相違がなく、両者を分かち指標は、判決以前の和解勧告とその受容という、裁判処理の中で生ずる手続きの違いでしかない (Godding, 1991, p.343-344)。

顧問院が関与した訴訟・判決手続きに関し、ゴダンに依りつつアントワヌ期に見られる対照的な2つの事例を瞥見してみよう。第1は、1406年6月15日リエージュのサン＝バルテルミー教会 Saint-Barthélemyの参事会員とランサン Lincentの教会参事会員とが、双方和解を望まず顧問院へ提訴したというものである。訴因は、ランサン側がサン＝バルテルミー教会側

に要求され続けてきた、納税記録の毎年作成を拒否したという点にあった。当時レウヴェンの居城に所在していたアントワヌは、ランサン側の意向を認める判決を下している (Godding, 1999, p.58)。第2は、1405年3月19日ス＝ヘルトヘンボスの代官 écoutète によるアントワヌへの提訴で、都市の境界石を引き抜いた者たちへの告発である。これは、近在のポステル (Postel) 領主に代わって処罰を求めるという内容であった。アントワヌは、慣習罰をもって境界石の毀損を禁ずる、という判決を下している。この第2の判決例は、提訴者・非提訴者双方を召喚するという伝統的な裁判方法³⁷⁾とは異なる方式を示しており、当事者の召喚手続きを経ない訴訟としては、ブラバント公領で恐らく初の事例であろう、という (Godding, 1999, p.58-59)³⁸⁾。いずれにせよ、この2つの裁判方式が併存しつつ、やがてフィリップ＝ル＝ボン期にも引き継がれていくこととなる³⁹⁾。

フィリップ＝ル＝ボンがブラバント公として統治を開始してより後、ブラバント顧問院はそ

35) いずれも14世紀半ばから15世紀前半について、ゴダンの挙げる多くの事例を参照されたい (Godding, 1991, p.340)。とりわけ、最後の紛争例として、14-15世紀を通じて繰り返し発生したディースト都市領主と市民間の紛争が挙げられており、上級領主権と都市の関係を念頭に置く筆者にとっては興味深いものである (Godding, 1999, p.56-57, n.121-123)。

36) 私戦・裁判に続く第3の平和回復策としての和解は、既に12-13世紀ヨーロッパに出現する、との指摘を見よ (山内, 2000, p.22-31)。なお、本稿では紙幅にゆとりがないが、西欧中世における紛争と解決あるいは司法の実践的適用の状況という、近年浮上してきている問題関心について差し当たり、服部 (2004, 2005, 2006b)、中谷 (2008)、Chiffolleau (2007)、Prevenier (2007) を参照されたい。

37) 例えば、14世紀末から15世紀初頭の村落共同体間の紛争、また15世紀初頭での領主間での紛争において、当事者双方に対する審問が行われている (Uyttebroeck, 1975, t.1, p.373, n.362, p.375, n.366)。

38) 証拠などが明白で、解決が容易と考えられる裁判については、期日を定めてその中でブラバント顧問院が法廷を主宰し、関係者の論告・審理が行われた。しかも、15世紀後半には法廷審理がそれ以前よりも綿密になっている、という (Godding, 1999, p.59)。

39) ただし、ごくわずかの例外を除き、フィリップ＝ル＝ボン期以前にブラバント顧問院が自立的に主体性をもって判決を下した事例はほとんどない。前述したように、13世紀以来裁判手続きはおおよそ変わらず、提訴、確認・調査・審理、判決という流れを辿り、このうち審理過程は顧問院を経るとしても、最終の判決はほぼ常にブラバント公自身が下している。判決文に顧問官たちの名前が常時記されるのはアントワヌ期に限られ、しかもその場合ですら、彼らは公の決定する判決の伝達者という立場に過ぎなかった。この点は、フランドル伯の顧問院が常に判決主体となっていたのとは大きく異なっている (Godding, 1999, p.50-52)。

の主たる機能から行政的部分を切り離し、次第に司法分野へ重心を移していった (Godding, 1999, p.173)。しかしながら、上述した通り、当初その司法権の行使にあたっては慎重な態度が必要で、身分制議会の意向を全く無視して裁判処理を行うことは極めて困難な状況にあった。中でも、最大の抵抗勢力となりうるブラバント諸都市の特権に対して配慮する姿勢が顕著に見て取れる⁴⁰⁾。しかし、係争の増大とともに、都市の権限と競合しながらも次第にブラバント顧問院の司法機能は拡大することとなる⁴¹⁾。1432年から1446年までに、ブラバント顧問院が都市にまつわる裁判へ関与した総数は14件で、内訳は、都市間係争について8件、在地領主対都市間について4件、都市と役人ないし個人間について2件となっている (Godding, 1991, p.339)。

そうした中1446年が、ブラバント (ブルゴーニュ) 公フィリップ＝ル＝ボンによって、ブラバント有力都市が初めて訴追された象徴的な年となった。訴因はブリュッセルの市外市民と都市参事会証書 *la lettre échevinale* に起因する都市特権の濫用である⁴²⁾。これ以後、都市特権をめぐる発生する係争と訴訟を顧問院が処理する事例が増加していく (Godding, 1991, p.339)。そしてそのことは、15世紀半ば以降のブラバン

ト公権の都市特権への優越という、より高次元の政治情勢を反映したものであった⁴³⁾。というのも、ブラバント公権の法的体现者としての顧問院が、都市や在地領主の裁判権を侵害する形で自らの裁判権を行使する際に、その明確な法的根拠は存在せず、そのため、公権の政治的影響力増大という現実的背景が、顧問院の法廷主宰やその結果としての判決宣告という慣習をもたらしたと考えられるからである (Godding, 1991, p.340, 1999, p.175)。しかもこの時、顧問院は控訴審としての上級法廷ではなく、都市法廷など下級法廷において未決となった案件の上訴審 *chef de sens* であった点にも留意が必要であろう (Godding, 1999, p.55-56)⁴⁴⁾。

ともあれ、1440年代後半から1460年にかけて、ブラバント顧問院は公領内における最終審理の権限を保持し、この間21件の紛争を処理している (Godding, 1991, p.343)⁴⁵⁾。ただしこれらは、顧問院の裁判権限がこの間必ずしも順調に拡大していったことを示している訳ではない。むしろ

40) 顧問院のこうした態度については、密漁の罪でウェゼマール (Wezemaal) 領主がレウヴェン市外市民へ行った告発を、1445年11月11日に不受理とした例を見よ (Godding, 1991, p.341, n.26)。なお市外市民については前注3参照。

41) ただし、1446年頃まで顧問院が関与するのは主として、領主や都市、村落共同体など権力者や組織の間に発生する係争であり、個人間の紛争が提訴されることは殆ど見られない (Godding, 1991, p.340, 1999, p.54)。

42) 都市参事会証書とは、「都市参事会が発行する文書で、定められた形式のもと、当該参事会の前で法行為を行うことを記したものである。」 (Godding, 1954, p.308)。なお、前述の市外市民及び都市参事会証書が示す諸問題については、別稿での考察を予定している。

43) フィリップ＝ル＝ボンの都市ないし身分制議会の相対的な軽視という状況は、既に1430年代から看取することができる。これについては、Godding (1999, p.297) を参照せよ。

44) 下級法廷が判決能力や判断、資格を持たない場合、当該訴訟案件をより上級の法廷へ審理を持ち越すことやその法廷を上訴審 *chef de sens* という (Godding, 1999, p.56)。下級審判決後のいわゆる控訴審の概念は15世紀前半まで殆ど存在せず、フィリップ＝ル＝ボン期以降になってやっと、しかも徐々にしか形成されない、という (Godding, 1999, p.176)。

45) このうち若干の具体例として、1456年から1458年にかけて提示された3件の調停例——アントウェルペンとス＝ヘルトヘンボス間、ブラバント公狩猟官とザウトレーウ間、ブラバント公徴税官とアントウェルペン間のそれ (Godding, 1999, p.298)—— また、1449年ブリュッセルとレウヴェン間の対立調停、1457年ヘーレントルス当局による染色工への規則取り消し命令、あるいは1450年代の長期にわたる都市間の紛争調停——ティーネンとレウヴェン間、アントウェルペンとレウヴェン間のそれ—— (Godding, 1991, p.343-344) を挙げるができる。

ろ事態は逆と言える。顧問院の権限拡大に不安を覚えた身分制議会側の圧力により、フィリップ＝ル＝ボンは登位令追加条項として、通常裁判権を尊重すること、2週間以上の裁判引き延ばしをしないこと、ブラバント顧問院による裁判の簡素化、上訴審への提訴を除き原判決を重視すること、などを1451年に公布し、公権による裁判権行使の慎重な姿勢を示したのである (Godding, 1991, p.344-345)。

他方、15世紀40年代後半以降とりわけ1450年代に、ブリュッセル・レウヴェン・アントウェルペンといった有力都市の市外市民や都市参事会証書をめぐって係争が多発したため、1460年と1461年にフィリップ＝ル＝ボンはそれらの濫用を禁ずる公令を発布するに至った⁴⁶⁾。この時、公権側は顧問院を通じた都市裁判権への優越を確かなものにしようとする意図が強く見られる。しかしながら、都市に関係する紛争は、顧問院という小規模な法廷の能力をはるかに超える件数にのぼった。そのため、都市参事会証書をめぐる裁判については、各都市の市参事会法廷へ委ねるといった皮肉な結果となってしまった (Godding, 1991, p.346)。とはいえ、公権の介入が全く無効だった訳ではない。1460年代以降少なくとも有力都市間では市外市民と都市参事会証書を原因とする紛争はほとんど見られなくなっているからである⁴⁷⁾。

以上のように、1450年代から1460年にかけては、有力都市に対してブラバント顧問院が一定の法的影響力を獲得した時期だったと言えるであろう。そして1460年以降、都市間係争の減少

とは逆に、都市とブラバント公役人間、諸個人間、アンバハトなど組織間の紛争が顧問院へ持ち込まれる件数が増加していく。しかし、提訴案件の処理結果を見ると、上級審としての権限を軽々に振りかざすのではなく、審理差し戻しや和解勧告を行う事例を多く見て取ることができる。このことは、それ以前にも見られた顧問院の仲裁的機能が定着していったことを示している (Godding, 1991, p.346-347)⁴⁸⁾。

こうして1460年代には、ブラバント諸都市の権限逸脱を理由として多くの係争を顧問院が解決している。しかし、在地法廷からの提訴をやみくもに受理したわけではない。あくまでも、上訴審や控訴、再審など上級審という立場での紛争処理であったことは念頭に置くべきであろう⁴⁹⁾。そうした中、上述した理由によってブラバント顧問院の控訴審としての役割は稀であったものの、逆に上訴審の機能は大きく増大した。というのも、1466年公と都市リエージュとの不和によって、それまでブラバント領内の都市・村落参事会の上訴審となっていたリエージュ参事会を公が排し、ブラバント顧問院を上訴審とするよう命令したからである。しかしながら、この時も処理案件が膨大となったためか、1470年4代公シャルル＝ル＝テメレールはかつてのリエージュの地位をレウヴェンに与え、顧問院からその機能を撤退させたのであった (God-

46) 前述のブリュッセルに対する1446年の告発はその端緒である。レウヴェンに対しても1449年に同様の公令が出されている (Godding, 1991, p.345)。

47) 中規模都市の係争3例を数えるのみだという (Godding, 1991, p.346)。

48) しかも他方で、為すべき罰令を怠ったとして、ブリュッセル当局がアンマンを告発した案件を許容した例に見られる通り、公役人の断罪をためらうこともなかった。これについては、その他の類似例を含め、Godding (1991, p.346-347, n.61) を見よ。

49) ここで、控訴審は字義通り、段階を追って上級審へ訴える法廷を指すが、再審とは、都市や村落の参事会が下した判決を一度だけ審理するものとされる。控訴審開始手続きは時間を要しないが、再審には1年と1日を必要とした (Godding, 1991, p.348, n.68)。

ding, 1991, p.347-348)。

1460年代以降ブラバント顧問院は、その一部機能をレウヴェン参事会法廷へ委ねながらも、調停・和解という紛争解決機能を主軸に、公領内の裁判権限において、とりわけ有力都市に対して上級審の立場を確立し、フィリップ＝ル＝ボン治世後期の政治的安定へ寄与したのであった⁵⁰⁾。

おわりに

本稿では、主として15世紀初頭以降のブラバント公領における顧問院の成立とその変遷過程を辿った。ネーデルラント史において、ヴァロワ朝フィリップ＝ル＝ボンの治世開始は、ブルゴーニュ国家形成と中央集権化にとって大きな転換点となったとされる。その集権的政策には、財政（課税と徴収）・貨幣（造幣と流通）・外交（領土と防衛）・公的秩序（行政と司法）などが含まれていた（Schnerb, 1999, p.258）。そのうち司法（裁判）を司ったのが顧問院である。

フィリップ＝ル＝ボンがブルゴーニュ国家の統治と拡大を図った際、この顧問院を梃子としたことを大きく強調する見解もかつては見られた（Lambrecht, 1965, p.95-96）。しかし、ブラバント公領について言うならば、少なくともそうした単純な想定は妥当ではない。曲折を経ながらも、既に15世紀初頭アントワープの治世期

から、顧問院は一時期2つの異なる組織を併存させつつ、政権を構築する基盤としてブラバント公政の中で独自の進展を見せており、フィリップ＝ル＝ボンもそうした経緯を全く無視した政権運営を図ることは困難だったからである（Godding, 2001, p.113）。

他方で、ブラバント顧問院がブラバント公の権限を十全に実現する組織だったわけではない点にも留意が必要であろう。フィリップ＝ル＝ボン以降確かに一定の中央集権化を促す役割を果たしはしたものの、それは当初、有力都市が保持する既存の権力——例えば市外市民や参事会証書を通じたそれ——への対抗を1つの目途として、公権側の司法組織を強化するという意味合いが強かったのである⁵¹⁾。

フィリップ＝ル＝ボン期以降のブラバント公領の中央集権化は、それ以前から公権が推進しようとしてきたものの延長に過ぎない。むしろ、有力都市や身分制議会といった抵抗勢力の存在に直面する中で、伝来脆弱だった公権の体質が次第に強化される方向に作用するという、一種逆説的な状況を示すようになったことこそが強調されねばならない。そして、フィリップ＝ル＝ボン登位からおよそ20年をかけて、ブラバント顧問院は、都市などに対する上級審の地位を確立していくこととなるのである。

そうした経緯の中、15世紀前半から半ばにかけて、ブラバント公権と在地権力とは司法権を介在として具体的にどのような形で相対していたのだろうか。個々の局面について微視的分析を行うことが筆者の次なる課題だと考えている。

50) 本論の時間的射程を外れるものの、15世紀後半マリ＝ド＝ブルゴーニュ期の変化に触れておこう。第四代公シャルル＝ル＝テメールの突然の戦死（1477年）により、後継者マリ＝治下ブラバント顧問会の裁判権は、フィリップ＝ル＝ボン統治以前へ戻されるという原則が適用された。その結果、ブラバント顧問会はもはや上訴審*chef de sens*ではなくなり、また都市・農村の参事会判決の控訴や上告も原則として禁じられるに至った（Van Uytven, 1985b, Godding, 1991, p.349）。

51) この点、ブラバント公権の全面的な先兵として顧問院はまれにしか機能していない、というゴダンの指摘を見よ（Godding, 1991, p.349-350）。

参考文献

欧語

- Aerts, E. (1980) “Financiële en administratief-boekhoudkundige contacten tussen laatmiddeleeuwse Brabantse centrale instellingen. Het voorbeeld van de Rekenkamer en de Algemeen-Ontvangerij,” *Eigen Schoon en de Brabander*, t.63, p.149-175.
- Anne, E. (2006) “Les ducs de Bourgogne devant le Parlement de Paris (1364-1477): le conseil ducal,” Paravicini (2006) p.319-369.
- Asaert, G. (1981)/Buntinx, J. et al.(eds.), *Recht en instellingen in de oude Nederlanden tijdens de Middeleeuwen en de Nieuwe Tijd. Liber Amicorum Jan Buntinx*, Leuven, Universitaire pers Leuven.
- Avonds, P. (1982) “Brabant en Limburg 1100-1403,” *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.2, Haarlem, p.452-482.
- Avonds, P. (1984) *Brabant tijdens de regering van hertog Jan III (1312-1356): De grote politieke krisissen*, (Verhandelingen van de Koninklijke Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België. Klasse der Letteren, Jg.46, nr.114), Brussel.
- Avonds, P. (1991) *Brabant tijdens de regering van Hertog Jan III (1312-1356). Land en instellingen*, (Verhandelingen van de Koninklijke Academie voor Wetenschappen, Letteren en Schone Kunsten van België. Klasse der Letteren, Jg.53, nr.136), Brussel.
- Baerten, J. (1985) “De politieke evolutie te Brussel in de 15de eeuw,” *Tijdschrift voor Brusselse geschiedenis*, Jg.2, p.111-122.
- Blockmans, W. (1985)(dir.), *Le privilège général et les privilèges régionaux de Marie de Bourgogne pour les Pays-Bas 1477* (Standen en Landen: Anciens Pays et Assemblées d’Etats, t.80), Kortrijk-Heule.
- Blockmans, W. (1988) “Princes conquérants et bourgeois calculateurs. Le poids des réseaux urbains dans la formation des états,” Bulst (1988) p.167-181.
- Blockmans, W. (1997)/Prevenier, W., *De Bourgondiërs. De Nederlanden op weg naar eenheid, 1384-1530*, Amsterdam, Meulenhoff.
- Blockmans, W. (1999a)/Prevenier, W., *The Promised Lands: The Low Countries under Burgundian rule, 1369-1530* (Trans.by Fackelman), Philadelphia, University of Pennsylvania Press.
- Blockmans, W. (1999b)/Boone, M./De Hemptinne, T. (eds.), *Secretum Scriptorum: Liber Alumnorum Walter Prevenier*, Leuven/Apeldoorn, Garant.
- Blom, J.C.H. (1999)/Lamberts, E.(eds.), *History of the Low Countries*, (Tr. by J.C. Kennedy), New York/Oxford, Berghahn.
- Boone, M. (1996) “Droit de bourgeoisie et particularisme urbain dans la Flandre bourguignonne et habsbourgeoise (1384-1585),” *Revue belge de philologie et d’histoire*, t.84, no.3-4, p.707-726.
- Boone, M. (1997) “Destroying and reconstructing the city. The inculcation and arrogation of princely power in the Burgundian-Habsburg Netherlands (14th-16th centuries),” Gosman (1997) p.1-33. →

- 邦訳ボーネ(2006)
- Boone, M.(1999) “De la ville à l’Etat: les Tolvins, clerics de la ville de Gand, serviteurs des ducs de Bourgogne,” Blockmans (1999b) p.327-349.
- Bruxelles (1953) *Bruxelles au XV^e siècle*, Bruxelles, Editions de la Librairie Encyclopédique.
- Bulst, N. (1988)/Genet, J.-P.(eds.) *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l’état moderne (XII^e-XVIII^e siècles)*. (Actes du colloque de Bielefeld, 29 novembre-1^{er} décembre 1985), Paris, Centre national de la recherche scientifique.
- Buntinx, J. (1949) *De Audiëntie van de Graven van Vlaanderen. Studie over het centraal grafelijk gerecht (c.1330-c.1409)*, Brussel, Paleis der Academiën.
- Cauchies, J.-M. (1993)(dir.), *Actes. Rencontres de Gand (24 au 27 septembre 1992): Les relations entre princes et villes aux XIV^e-XVI^e siècles; aspects politiques, économiques et sociaux*, (Publication du Centre européen d’études bourguignonnes (XIV^e-XVI^e siècles), no.33), Neuchâtel.
- Chiffolleau, J. (2007)/Gauvard, C./Zorzi, A. (eds.), *Pratiques sociales et politiques judiciaires dans les villes de l’Occident à la fin du moyen âge*, Rome, Ecole française de Rome.
- Clauzel, D. (1993) “Le roi, le prince et la ville: L’enjeu des réformes financières à Lille à la fin du moyen âge,” Cauchies (1993) p.75-90.
- Cockshaw, P. (dir.) (1996) *L’ordre de la Toison d’or, de Philippe le Bon à Philippe le Beau (1430-1505): idéal ou reflet d’une société ?* Bruxelles, Brepols.
- De Brabantse Stad (1969) *Tweede Colloquium (23-24 november 1968, Kasteel Bouwigne, Breda): De rechterlijke organisatie van en de rechtspraktijk in de Brabantse steden in de middeleeuwen*, ’s-Hertogenbosch, Historische sectie van het provinciaal genootschap van kunsten en wetenschappen in Noord-Brabant.
- De Brabantse Stad (1975) *IVe colloquium (Brussel 29-30 maart 1974): de verhoudingen tussen stad en platteland in Brabant; stedelijk imperialisme of zelfbescherming ?* (Bijdragen tot de geschiedenis, Jg. 58).
- De Brabantse stad (1988) Bosman, T./Coopmans, J.P.A./Jacobs, B.C.M. (eds.), *De heerlijke stad: 8ste Colloquium De Brabantse stad (Bergen-op-Zoom 2-3 Oktober 1987)*, Assen/Maastricht, Van Gorcum.
- Despy, G. (1969) “L’implantation du droit de Louvain dans le Brabant wallon au XIII^e siècle,” De Brabantse Stad (1969) p.35-46.
- Duvosquel, J.-M. (1991)/Dierkens, A. (eds.), *Villes et campagnes au moyen âge. Mélanges Georges Despy*, Liège, Ed. Du Perron.
- Duvosquel, J.-M. (1996)/Nazet, J./Vanrie, A. (eds.), *Les Pays-Bas bourguignons: histoire et institutions. Mélanges André Uytendaele*, Bruxelles, Archives et bibliothèques de Belgique.
- Godding, P. (1954) “Les conflits à propos des lettres échevinales des villes brabançonnes (XV^e-XVIII^e siècles),” *Revue d’histoire du*

- droit*, t.22, p.308-353.
- Godding, P. (1962) "La bourgeoisie foraine de Bruxelles du XIV^e au XVI^e siècle," *Cahier bruxellois*, t.7, p.1-64.
- Godding, P. (1975) "Impériaisme urbain ou auto-defence: le cas de Bruxelles (XII^e-XVIII^e siècles)," *De Brabantse Stad* (1975) p.117-138.
- Godding, P. (1990) "Les lettres de justice, instrument du pouvoir central en Brabant (1430-1477)," *Archives et bibliothèque de Belgique*, t.61, p.385-402.
- Godding, P. (1991) "Le Conseil de Brabant au XV^e siècle, instrument du pouvoir ducal à l'égard des villes ?" *Duvosquel* (1991) p. 335-354.
- Godding, P. (1999) *Le Conseil de Brabant sous le règne de Philippe le Bon (1430-1467)*, Bruxelles, Académie royale de Belgique.
- Godding, P. (2001) "Le conseil de Brabant sous Philippe le Bon. L'institution et les hommes," *Stein* (2001) p.101-114.
- Gosman, M. (1997)/Vanderjagt, A./Veenstra, J.(eds.), *The propagation of power in the medieval West. Selected proceedings of the International conference, Groningen 20-23 November 1996* (Mediaevalis Groningana 23), Groningen, Egbert Forsten.
- Haemers, J. (2009) *For the common good ? The central state and urban revolts in the country of Flanders during the reign of Mary of Burgundy (1477-1482)*. (Studies in European urban history (1100-1800), 17), Turnhout, Brepols.
- Lambrecht, D. (1965) "Centralisatie onder de Bourgondiërs, van Audientie naar Parlement van Mechelen," *Bijdragen voor de geschiedenis der Nederlanden*, t.20, (1965-66), p.83-109.
- Martens, M. (1953) "Bruxelles, capitale," *Bruxelles* (1953) p.33-52.
- Paravicini, W. (1995) *Alltag bei Hofe. 3. Symposium der Residenzen-Kommission der Akademie der Wissenschaften in Göttingen, Ansbach 28. Februar bis 1. März 1992*, Sigmaringen, Thorbecke.
- Paravicini, W. (2006)/Schnerb, B., *Paris, capitale des ducs de Bourgogne*, (Beihefte der Francia; 64), Paris, Thorbecke.
- Prevenier, W. (2007) "Les sources de la pratique judiciaire en Flandre du XII^e au XV^e siècle et leur mise en oeuvre par les historiens," *Chiffolleau* (2007) p.105-123.
- Schnerb, B. (1999) *L'Etat Bourguignon: 1363-1477*, Paris, Perrin.
- Smolar-Meynart, A. (1963) "Un conflit entre la ville de Bruxelles et la justice ducal: L'affaire Van Uytven (1465)," *Cahier bruxellois*, t.8, p.1-12.
- Smolar-Meynart, A. (1981) "Les guerres privées et la cour des apaiseurs au moyen âge," *Mélanges Mina Martens* (Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles, t.58), p.237-254.
- Smolar-Meynart, A. (1991) *La justice ducal du plat pays, des forêts et des chasses en Brabant, XII^e-XVI^e siècles. Sénéchal, maître des bois, gruyer grand veneur* (Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles, t.60), Bruxelles.

- Smolar-Meynart, A. (1996) “Bruxelles face au pouvoir ducal: la portée des conflits de juridiction et d’autorité sous Philippe le Bon,” Duvosquel (1996) p.373-384.
- Stein, R. (1996) “Een vergeten crisis. Over een conflict tussen Hertog Antoon en de Staten van Brabant in 1407,” Duvosquel (1996) p. 413-433.
- Stein, R. (2001) (ed.), *Powerbrokers in the late middle ages: the Burgundian Low Countries in a European context*, (Burgundica IV), Trunhout, Brepols.
- Stein, R. (2004) “Vreemde vorsten op de troon,” Van Uytven (2004) p.157-169.
- Tilly, C. (1994)/Blockmans, W.P. (eds.), *Cities and the rise of states in Europe, A.D.1000 to 1800*, Boulder/San Francisco/Oxford, Westview.
- Uyttebrouck, A. (1958) “Les origines du Conseil de Brabant: la Chambre du Conseil du duc Jean IV,” *Revue belge de philologie et d’histoire*, t.36, p.1135-1172.
- Uyttebrouck, A. (1975) *Le gouvernement du duché de Brabant au bas moyen âge (1355-1430)*, (Travaux de la faculté de philosophie et lettres de l’Université de Bruxelles, 59), 2 vols., Bruxelles, Editions de l’Université de Bruxelles.
- Uyttebrouck, A. (1980) “Brabant-Limburg 1404-1482,” *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.4, Haarlem, Fibula-Van Dishoeck, p.224-246.
- Uyttebrouck, A. (1995) “Quelques aspects de la vie quotidienne à la Cour de Brabant, fin XIV^e-début XV^e siècle,” Paravicini (1995) p.149-170.
- Van Bragt, R. (1956) *De blijde inkomst van de hertogen van Brabant, Johanna en Wenceslas (3 januari 1356). Een inleidende studie en tekstuitgave*, (Standen en Landen: Anciens Pays et Assemblées d’Etats, t.13), Leuven.
- Van Rompaey, J. (1973) *De Grote Raad van de hertogen van Boergondië en het Parlement van Mechelen*, (Verhandelingen van de Koninklijke academie voor wetenschappen, letteren en schone kunsten van België. Klasse der letteren: 73), Bruxelles.
- Van Rompaey, J. (1980) “De Bourgondische staatsinstellingen,” *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, t.4, Haarlem, Fibula-Van Dishoeck, p.136-155.
- Van Rompaey, J. (1981) “Hofraad en Grote Raad in de hofordonnantie van 1 januari 1469,” Asaert (1981) p.303-324.
- Van Uytven, R. (1985a) “De Brabantse adel als politieke en sociale groep tijdens de late Middeleeuwen,” Verbesselt (1985) p.75-88.
- Van Uytven, R. (1985b), “1477 in Brabant,” Blockmans (1985) p.253-371.
- Van Uytven, R. (2004)/Bruneel, C. et al. (dirs.), *Geschiedenis an Brabant van het hertogdom tot heden*, Leuven, Davidsfonds.
- Verbeemen, J. (1957) “De buitenpoorterij in de Neerlanden,” *Bijdragen voor de geschiedenis der Nederlanden*, no.12, p.81-99, 191-217.
- Verbesselt, J. (1985)/Van Ermen, E./Van Uytven, R./Janssen, P., *De adel in het hertogdom Brabant*, Brussel (UFSAL.

- Centrum voor Brabantse geschiedenis).
邦語
- アールツ, E. (2010) (藤井美男監訳)『アールツ教授講演会録2 中世ヨーロッパの医療と貨幣危機—ある君主の検屍報告と貨幣不足問題の分析—』九州大学出版会.
- 河原温 (2003) 「15世紀フランドルにおける都市とブルゴーニュ公権カーフィリップ善良公のブルッヘ「入市式」(1440年)を中心に—」渡辺 (2003) p.361-386.
- 河原温 (2007) 「中世フランドル都市における君主の「入市儀礼」—ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンのブルッヘ入市式を中心に—」『中国の王権と都市—比較史の観点から—』(大阪市立大学大学院文学研究科COE重点研究共催シンポジウム報告書), p.107-127.
- 黒木敏弘 (2006) 「金羊毛騎士団創設規約の成立—ガーター騎士団規約との比較分析を中心として—」『熊本大学社会文化研究』4, p.237-262.
- 小山啓子 (2005) 「16世紀フランスにおける都市・王権・特使」『比較都市史研究』第24巻第1号, p.13-28.
- 小山啓子 (2006) 『フランス・ルネサンス王政と都市社会—リヨンを中心として』九州大学出版会.
- 小山啓子 (2007) 「叛乱から共存へ—宗教戦争後のリヨンにおける国王の表象と都市の再編—」『西洋史論叢』(早稲田大学)第29号, p.95-109.
- 中谷惣 (2008) 「中世後期イタリアにおける訴訟戦略と情報管理—ルッカの事例から—」『史学雑誌』第117編第11号, p.1-36.
- 畑奈保美 (2000) 「1477年マリー・ド・ブルゴーニュの「大特権」—低地の自立主義と「ブルゴーニュ国家」をめぐる—」『歴史』(東北大学)第94輯, p.1-31.
- 服部良久 (2004) 「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決—儀礼・コミュニケーション・国制—」『史学雑誌』第113編第3号, p.60-82.
- 服部良久 (2005) 「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序—紛争解決と国家・社会—」『史林』(京都大学)第88編第1号, p.56-89.
- 服部良久 (2006a) (編訳)『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学学術出版会.
- 服部良久 (2006b) 「序文 中世紛争研究の課題」服部 (2006a) p.i-viii.
- 藤井美男 (1985) 「南ネーデルラント『市外市民制』に関する一考察」『経済論究』(九州大学)第61号, p.145-172.
- 藤井美男 (1987) 「中世後期南ネーデルラントにおける都市=農村関係の研究—1960年以降ベルギー学界の動向を中心に—」『商経論叢』(九州産業大学)第27巻第4号, p.259-296.
- 藤井美男 (2007) 『ブルゴーニュ国家とブリュッセル—財政をめぐる形成期近代国家と中世都市—』九州大学出版会.
- ボーネ, M. (2006) (青谷秀紀訳) 「都市は減びうる—ブルゴーニュ・ハプスブルク期 (14-16世紀) 低地地方における都市破壊の政治的動機—」服部 (2006a) p.278-308.
- 山内進 (2000) 「同意は法律に、和解は判決に勝る—中世ヨーロッパにおける紛争と訴訟—」歴史学研究会 (2000) p.3-33.
- 歴史学研究会 (2000) (編)『紛争と訴訟の文化史』(シリーズ歴史学の現在 2) 青木書店.
- 渡辺節夫 (2003) (編)『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会.
- [九州大学大学院経済学研究院 教授]